## 先生各位

## 診療報酬適用のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成27年5月29日付「保医発0529第1号」厚生労働省保険局 医療課長通知にて、平成27年6月1日より下記検査項目の診療報酬算定が可能と なりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

## ■ 実施料が新設された検査項目

検査項目名	実施料	判断料区分	注
デングウイルス抗原定性	233点	免疫 144点	*

## 〈注\*〉

- ア デングウイルス抗原定性は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「40」 レジオネラ抗原定性(尿)の所定点数に準じて算定する。
- イ 本検査は、国立感染症研究所が作成した「デング熱・チクングニア熱の診療ガイドライン」に基づきデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。
  - (イ)区分番号「A300」救命救急入院料「1」から「4」までのいずれか
  - (ロ)区分番号「A301」特定集中治療室管理料「1」から「4」までのいずれか
  - (ハ) 区分番号「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料「1」又は「2」のいずれか
  - (二)区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料
- ウ 本検査は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査 を目的として実施された場合は算定できない。